

参考資料1

ねんきん月間における年金広報について

1 広報テーマ

以下の(1)及び(2)を重点事項とする。(3)については、(1)及び(2)の必要性を訴求する導入部分として簡潔に案内を行う。

(1) 国民年金保険料の納付督促

- ① 国民年金保険料納付相談会等の案内
- ② 控除証明書の発行（納め忘れ分の納付勧奨）

(2) サービス提供の案内

- ③ 年金相談窓口の平日時間延長・休日開庁の案内
- ④ ねんきんダイヤル・控除証明書専用ダイヤルの案内
- ⑤ ID・パスワード方式による年金加入記録の提供サービスの案内
- ⑥ 年金記録相談の特別強化体制

(3) 基礎的事項の周知

- ⑦ 年金制度の基礎的事項の周知
 - ・ 満額の基礎年金を受給するためには保険料納付済期間が40年間必要であること
 - ・ 年金は老後のためだけではなく、障害年金・遺族年金があること

2 広報媒体及び時期

(1) 新聞（モノクロ5段広告を2回実施）

- ① 1回目（10月28日（土）又は29日（日））
- ② 2回目（11月18日（土）又は19日（日））
 - 中央紙 5紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）
 - ブロック紙 4紙（北海道新聞、東京新聞、中日新聞、西日本新聞）
 - 地方紙 36紙（2回目は42紙）

※ 2回目の新聞（地方紙等）広告においては、各都道府県単位での独自記事掲載スペースを設けて、年金相談・納付相談会の案内を実施。

(2) ポスターの掲示

広報テーマに即したポスターを2種類作成し、社会保険事務所等に掲示及び市町村の窓口等への掲示を要請。

(3) 雑誌広告（カラー1ページ）

11月20日～22日に掲載

- TOKYOWalker等（*8地域）、週刊少年ジャンプ、ヤングマガジン、Can Cam、anan

(4) インターネットバナー広告

11月6日～19日に実施

- Yahooo!、MSN、OCN、BIGLOBE

あなたの今日は、
誰かの明日につながっている。

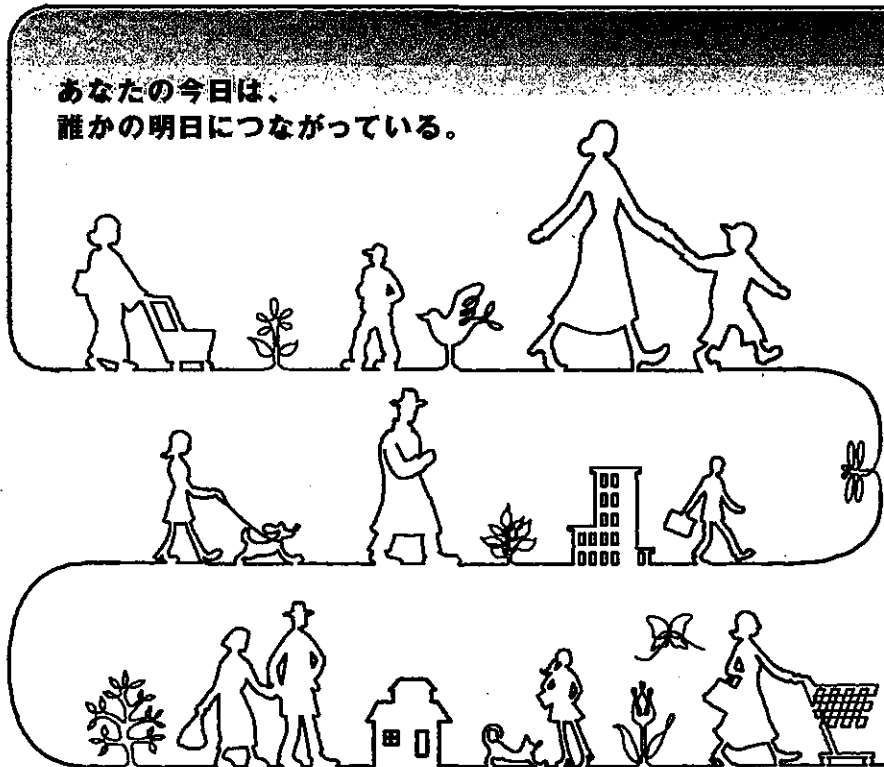
いつまでも安心して暮らして欲しいから。

長い老後も生涯支給でしっかりサポート。

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は、国庫(税)負担です。国民年金(老齢基礎年金)は、25年以上の保険料納付で受け取ることができますが、満額の基礎年金を受け取るためには、20歳から40年間の保険料納付が必要です。

ケガや病気など、不測の事態にも対応します。

国民年金は、老後の「老齢基礎年金」だけではありません。病気や事故で障害が残りに残らなくなったときの「障害基礎年金」や、一家の支え手が亡くなったときの「遺族基礎年金」があります。



国民年金の控除証明書をお送りします

国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除の対象(控除税)です。家族の保険料を納付した場合も控除の対象となります。平成18年中に国民年金保険料を納付された方(被保険者ご本人宛)へ、年末調整または確定申告が必要となる国民年金の控除証明書を11月上旬にお送りします。

控除証明書のお問い合わせは、
0570-00-9911
11月1日から設置します。【受付時間】平日の午前8:00から午後5:00まで

土曜日・平日夜間の年金相談のご案内

毎月第2月曜日は夜7時まで、毎月第2土曜日は午前9時半から午後4時まで、すべての社会保険事務所と一部の年金相談センターで年金相談を受け付けています。また、一部の社会保険事務所では、毎週月曜日は夜7時まで年金相談を受け付けています(その他の平日の受付時間は、午前8:30から午後6:15までです)。
※庁舎の工事等の都合で実施できない場合もありますので、詳しくは下記のホームページ「ねんきんダイヤル」でご確認ください。

11月は「ねんきん月間」です

この期間中は、休日の年金相談・納付相談を多く開催し、特設会場での相談会等も行ないます。詳しくは、社会保険庁ホームページの相談案内のページ(<http://www.sia.go.jp/sodan/>)をご覧ください。

国民年金・厚生年金のお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ
※一部固定電話の場合、どこからでも市内通話料無料でご利用いただけます。
【受付時間】平日の午後8:00から午後9:15まで

○年金請求などの年金相談は
0570-05-1165

○年金をお受けになっている方の年金相談は
0570-07-1165

※[0570]の番号の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、あかけ間違いにご注意ください。
※年金相談の際は、年金手帳、年金証書、領込通知書、健康保険証などをご持参ください。なお、代理人が相談される場合は、年金手帳などのほかに「依頼状」が必要です。

ねんきん月間 11/1~30

みんなで支える、みんなの未来。国民年金。
国民年金のさらに詳しい内容については、<http://www.sia.go.jp>



聞いた。わかった。安心できた。

いつまでも安心して暮らして欲しいから。

長い老後も生涯支給でしっかりサポート。

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は、国庫(税)負担です。国民年金(老齢基礎年金)は、25年以上の保険料納付で受け取ることができますが、満額の基礎年金を受け取るためには、20歳から40年間の保険料納付が必要です。

ケガや病気など、不測の事態にも対応します。

国民年金・厚生年金は、老後の「老齢年金」だけではなく、病気や事故で障害が残ったときの「障害年金」や、一家の支え手が亡くなったときの「遺族年金」があります。



年金記録相談の特別強化

社会保険庁ではご自身の年金記録への疑問や不安に少しでもお答えできるよう、本年8月21日から12月末まで、次のとおり、特別強化体制で年金記録相談を実施しています。

- 1 さまざまな方法でご自分の年金記録が確認できます。
 - 50歳に到達した方に「年金加入記録のお知らせ」を送付 ●年金支給開始年齢到達の3か月前に「確定請求書」を送付 ●「ねんきんダイヤル」での照会 ●社会保険庁ホームページからの照会 ●社会保険事務所にご来訪いただいた際の照会
- 2 記録に疑問のある場合は社会保険事務所にご相談ください。ご本人からの提出資料と照取りをもとに、社会保険事務所が加入記録の調査を行います。
- 3 年金記録審査チームが事実関係を徹底調査します。加入記録について社会保険事務所での調査・確認後、ご本人の申立により社会保険庁本庁の審査チームが記録訂正の要否を判断します。



国民年金保険料納付相談会等のご案内

1 納付相談会
「うっかりお忘れしていた」「これから納付した5年度の年末調整・確定申告の控除に合うの?」など、日ごろ代々お問い合わせができないあなたの疑問にお答えできるよう、11月・12月は休日等の納付相談や納付会場の相談会を多く開催いたします。

2 年金相談
毎月第2月曜日は夜7時まで、毎月第2土曜日は午前9時半から午後4時まで、すべての社会保険事務所と一部の年金相談センターで年金相談を受け付けています。8月に、11月・12月は休日等の年金相談を多く開催いたします。

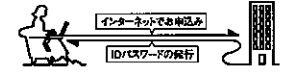
●詳しくは、社会保険庁ホームページの相談案内のページをご覧ください。
<http://www.sia.go.jp/sodan/>



ID・パスワードによる年金加入記録の提供サービスのご案内

インターネットでいつでも年金加入記録がご覧いただけます。ご利用にはあらかじめユーザID・パスワードのお申し込みが必要です。社会保険庁ホームページからお申し込みください。

●国民年金の1号・3号被保険者の並びに厚生年金の被保険者の方がご利用いただけます。●老齢年金を受けたい方【年金の支給が停止の方を含む】はご利用いただけません。●共通番号の紐番号の方はご利用いただけません。●申込みから発行まで2週間程度かかります。



国民年金・厚生年金のお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ
(受付時間)平日の午前8:30から午後3:15まで

○年金請求などの年金相談は
0570-05-1165

○年金をお受けになっている方の年金相談は
0570-07-1165

国民年金保険料の控除証明書のお問い合わせは、「控除証明書専用ダイヤル」へ 0570-00-9911 (受付時間)平日の午前9:00から午後5:00まで

※年金相談の際は、年金手帳、年金証書、病状通知書、障害認定書などをご持参ください。なお、代理人が依頼される場合は、年金手帳とは別に「依頼状」が必要です。

聞いて納得、国民年金・厚生年金。

ねんきん月間 11/1~30

さらに詳しい内容については、<http://www.sia.go.jp>



※ 地方紙等において、地域の独自記事を掲載

聞いた。わかった。
安心できた。



いつまでも安心して暮らして欲しいから。

長い老後も生涯支給でしっかりサポート。

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は、国庫(税)負担です。
国民年金(老齢基礎年金)は、25年以上の保険料納付で受け取ることができますが、満額の基礎年金を受け取るためには、20歳から40年間の保険料納付が必要です。

ケガや病気など、不測の事態にも対応します。

国民年金・厚生年金は、老後の「老齢年金」だけではなく、
病気や事故で障害が残りがなくなったときの「障害年金」や、
一家の支え手がなくなったときの「遺族年金」があります。

年金記録相談の特別強化

社会保険庁ではご自身の年金記録への疑問や不安に少しでもお答えできるように、本年8月21日から12月末まで、次のとおり、年金記録相談の特別強化体制を実施しています。

- さまざまな方法でご自分の年金記録が確認できます。
●58歳に到達した方に「年金加入記録のお知らせ」を送付 ●年金支給開始年齢到達の3か月前に「認定請求書」を送付 ●「ねんきんダイヤル」での照会 ●社会保険庁ホームページからの照会 ●社会保険事務所にご来訪いただいた際の照会
- 記録に疑問のある場合は社会保険事務所にご相談ください。
ご本人からの提出資料と照取りをもとに、社会保険事務所が加入記録の調査を行います。
- 年金記録審査チームが事実関係を徹底調査します。
加入記録について社会保険事務所での調査・確認後、ご本人の申立により社会保険庁本庁の審査チームが記録訂正の要否を判断します。

※年金相談の際は、年金手帳、年金証書、届出通知書、請求書控えなどをご持参ください。なお、代理人が依頼される場合は、年金手帳などのほかに「依頼状」が必要です。

国民年金・厚生年金のお問い合わせは、
「ねんきんダイヤル」へ
【受付時間】平日の午前8時30分～午後5時15分まで

○年金額などの年金相談は
ダイヤル ☎0570-05-1165

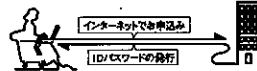
○年金を受けられている方の年金相談は
ダイヤル ☎0570-07-1165

国民年金保険料の控除証明書のお問い合わせは、「控除証明書専用ダイヤル」へ ☎0570-00-9911
【受付時間】平日の午前8時30分～午後5時30分まで
※「0570」の通知の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違いの原因になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

ID・パスワードによる
年金加入記録の
提供サービスのご案内

インターネットでいつでも年金加入記録が
ご覧いただけます。ご利用にはあらかじめユー
ザID・パスワードのお申し込みが必要です。
社会保険庁ホームページからお申し込み
ください。

※国民年金の1号・3号被保険者の方及び厚生年金の被保険者の方
がご利用いただけます。※老齢年金を受けられている方(年金の支給が停止
中の方を含む)はご利用いただけません。※派遣組合の組合員の方はご
利用いただけません。※申込みから発行まで2週間程度かかります。



地域情報

聞いて納得、国民年金・厚生年金。

ねんきん月間 11/1-30

厚生労働省
社会保険庁

さらに詳しい内容については、<http://www.sia.go.jp>



あなたの今日は、誰かの明日に
つながっている。



いつまでも安心して暮らして欲しいから。

長い老後も生涯支給でしっかりサポート。

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は、国庫(税)負担です。国民年金(老齢基礎年金)は、25年以上の保険料納付で受け取ることができますが、満額の基礎年金を受け取るためには、20歳から40年間の保険料納付が必要です。

ケガや病気など、不測の事態にも対応します。

国民年金は、老後の「老齢基礎年金」だけではなく、病気や事故で障害が残り働けなくなったときの「障害基礎年金」や、一家の支え手が亡くなったときの「遺族基礎年金」があります。*「遺族基礎年金」は、18歳未満の子がいる要あるいは18歳未満の子が受け取ることができます。

国民年金・厚生年金のお問い合わせは、
「ねんきんダイヤル」へ

※一般固定電話の場合、どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
【受付時間】平日の午前8:30から午後5:15まで

○年金請求などの年金相談は



0570-05-1165

イイロウゴ

○年金をお受けになっている方の年金相談は



0570-07-1165

イイロウゴ

*【0570】の最初の「0」を省略したり、市外番号を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

みんなで支える、みんなの未来。国民年金。

ねんきん月間 11/1~30

国民年金のさらに詳しい内容については、<http://www.sia.go.jp>



聞いた。わかった。安心できた。



いつまでも安心して暮らして欲しいから。
もっと身近でわかりやすい国民年金・厚生年金をめざします。

年金記録相談の特別強化

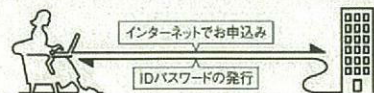
社会保険庁ではご自身の年金記録への疑問や不安に少しでもお答えできるよう、本年8月21日から12月末まで、次のとおり、特別強化体制で年金記録相談を実施しています。

- 1 さまざまな方法でご自分の年金記録が確認できます。
 - 59歳に到達した方に「年金加入記録のお知らせ」を送付 ● 年金支給開始年齢到達の3か月前に「裁定請求書」を送付
 - 「ねんきんダイヤル」での照会 ● 社会保険庁ホームページからの照会 ● 社会保険事務所にご来訪いただいた際の照会
- 2 記録に疑問のある場合は社会保険事務所にご相談ください。
ご本人からの提出資料と聞き取りをもとに、社会保険事務所が加入記録の調査を行います。
- 3 年金記録審査チームが事実関係を徹底調査します。
加入記録について社会保険事務所での調査・確認後、ご本人の申立により社会保険庁本庁の審査チームが記録訂正の可否を判断します。

ID・パスワードによる年金加入記録の提供サービスのご案内

インターネットでいつでも年金加入記録がご覧いただけます。ご利用にはあらかじめユーザID・パスワードのお申し込みが必要です。社会保険庁ホームページからお申し込みください。

※国民年金の1号・3号被保険者の方並びに厚生年金の被保険者の方がご利用いただけます。
※老齢年金を受けている方(支給が停止中の方を含む)はご利用いただけません。
※共済組合の組合員の方はご利用いただけません。 ※申込みから発行まで2週間程度かかります。



国民年金・厚生年金のお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ

※一般固定電話の場合、どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
【受付時間】平日の午前8:30から午後5:15まで

○年金請求などの年金相談は



0570-05-1165

イイロウゴ



0570-07-1165

○年金をお受けになっている方の年金相談は

イイロウゴ

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

聞いて納得、国民年金・厚生年金。

ねんきん月間 11/1~30

さらに詳しい内容については、<http://www.sia.go.jp>



あとで後悔 しないために、 いまが大切なんだ。

未来の自分のために、
いまできることがある。
若いあなたにこそ
知って欲しい、国民年金のこと。

スノーボードに興じる彼が、数秒後、
無事に着地できるかどうかは誰にもわかりません。
年をとったとき、若いころのように元気でいられるか、
けがや病気がいつやってくるか、予測はできません。
国民年金は、長い人生を安心できるものにするために、
社会全体で支えあう大切な仕組みです。

■ **年をとったとき、だけじゃない。**
国民年金は、老後の年金だけでなく、
万が一のときの障害年金や遺族年金もあります。

■ **学生の方には、うれしい特例も。**
20歳以上の学生の方に関しては、申請により在学中の保険料
の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

■ **20歳になったら、国民年金。**
国民年金は国が運営する終身年金です。20歳以上のすべての
方に加入義務があり、60歳まで保険料を納付する義務があります。

■ **30歳未満なら、後払いもOK。**
他の年齢層に比べて所得が少ない若年層の方は、申請により
「若年者納付猶予制度」を利用して保険料の後払いができます。

●年金についてわからないことは、「ねんきんダイヤル」へ、
イイロウゴ

●さらに詳しい内容は、

0570-05-1165

<http://www.sia.go.jp>

みんなで支える、みんなの未来。国民年金。

厚生労働省
社会保険庁

